【別紙】　感染症拡大および甚大災害発生時の対応ついて

◇感染症拡大時の対応について

　本来は月に1度は訪問にて、皆様のご様子の確認が必要ですが、緊急事態宣言下やまん延防止法重点措置適用の場合は、ご利用者様やご家族様、有料老人ホームなどの施設の方と相談の上で、電話でのご様子の確認へ変えさせていただくこともあります。

　電話連絡を行う際に、担当以外のケアマネジャーが連絡をすることがあります。また、電話でのご連絡の際に、名刺に表記していない事業所が所有している携帯電話からご連絡をすることがあります。登録のない電話番号には応答されない、着信の拒否を設定されている方もいらっしゃるかもしれませんが、なにとぞご了承下さい。

　また、ご様子の確認以外にも、行政から特例通知が事業所に入る場合があります。必要に応じて、皆様にもご連絡申し上げることがあります。

　職員が感染症の罹患および濃厚接触者となった場合は自宅待機となりますが、行政の指導に準じた待機期間を設けています。皆様の健康を守るためと解釈下されば幸いです。

　当然のことながら、感染症対策については事業所でも個々の職員でも十分に注意を払って取り組んでいます。上記の対応についてご理解下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

　◇甚大災害発生時の対応について

　　感染症拡大時同様に、電話連絡を行う際に、担当以外のケアマネジャーが連絡をすることがあります。また、電話でのご連絡の際に、名刺に表記していない事業所が所有している携帯電話からご連絡をすることがあります。登録のない電話番号には応答されない、着信の拒否を設定されている方もいらっしゃるかもしれませんが、なにとぞご了承下さい。

　また、電話回線が混雑していて、つながりにくい状況が想定されます。緊急災害ダイヤル171が発動した場合、当事業所への連絡は、そちらをご活用されることもご提案します。

ケアマネジャーは自身の安全を確保した上で、皆様の安否確認は行いますが、各自治体や地区の取り決めを乱さない意図で、人命救助および避難所や救護所への搬送は原則として行いません。平時から避難所のご確認や、地区の自治会や民生委員の方と具体的な避難方法について、利用者様やご家族様もご参加の上で話し合うことをお勧めします。必要であれば、ケアマネジャーも立ち会う努力をします。よろしくお願い申し上げます。

〇〇〇居宅介護支援事業所

　管理者　〇〇　〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇